

地球温暖化対策指針
(建築物環境配慮計画)

平成18年12月

長野県

この指針は、長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号。以下「条例」という。）第24条の規定により、建築物について講ずべきエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に資するための措置（以下「建築物環境配慮措置」という。）の内容等を定めるものである。

なお、この指針において使用する用語は、条例及び長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）において使用する用語の例による。

建築物は、一度建築されると長期間にわたり使われ続けるため、新築時等において、最先端の省エネルギー技術などを採用しなければ、将来にわたり、重い環境負荷をかけ続けることになる。

条例第21条第1項に規定する建築物環境配慮計画は、計画の内容を公表することにより、社会や市場での評価を通じた自主的及び積極的な取組みを促進するとともに、他の建築主にもその取組みを広げることにより地球温暖化対策を促進するものである。

建築物環境配慮計画を定める者は、別表の建築物環境配慮措置の内容を参考に、建築物の特性に応じて、適切かつ有効な措置を建築物環境配慮計画に示すものとする。

また、建築主は、別表の建築物環境配慮措置の内容に関連して、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成11年通商産業省・建設省告示第1号）、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）及び「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」（平成18年国土交通省告示第378号）等についても参考にする事と。

(別表)

区分		建築物環境配慮措置の内容
1 エネルギーの使用の合理化のため講ずる措置	建物の熱負荷抑制	外壁の方位、室の配置計画、外壁及び窓などの断熱性の向上、日射熱負荷の低減などによる建築物の熱損失の防止 (例) 断熱の仕様(断熱材、厚さ、熱抵抗値)、ペアガラス、エアフローウインドー、ルーバー、屋上緑化、高反射率塗料等
	設備システムの高効率化	空調、換気、照明、給湯、昇降機などの設備機器について、エネルギー効率の高いシステムを採用することなどによる省エネルギー化 (例) 高効率照明器具、高効率給湯器、インバータ制御、燃料電池、コージェネレーション等

	エネルギーの効率的な運用	エネルギー消費量の計測、エネルギー管理の体制の整備などによる、設備機器の効率的な運用 (例) ビルエネルギーマネジメントシステム等
2 エネルギーの使用の合理化のため講ずる措置以外の地球温暖化の防止に資するため講ずる措置	<p>(1) 再生可能エネルギーの利用 自然採光、自然換気及び通気の活用、太陽光の利用などによる再生可能エネルギーの有効利用 (例) 自然採光 ライトシェルフ、トップライト等 自然通風 自動ダンパー、ナイトパージ等 太陽光利用 太陽光パネル、真空式温水器等</p> <p>(2) 水資源の保護 節水型機器の採用、雨水利用システム及び雑排水再利用システムの導入などによる水資源の保護 (例) 雨水利用 雨水貯留施設</p> <p>(3) 低環境負荷材の利用 再生資材の利用、リサイクルが容易な材料、健康被害や環境影響の少ない材料の利用などによる、資源及び資材の利用の適正化 (例) 躯体への再生資材の利用 電炉鋼、高炉セメント、再生骨材等 再生建築資材の利用 下水道汚泥、廃ガラス、木屑等を原材料とした資材 県が認定した信州リサイクル製品の利用</p> <p>(4) 代替フロンの使用抑制 空気調和設備における地球温暖化係数の小さい冷媒の使用</p> <p>(5) 耐久性及び信頼性の確保 耐震性や免震性能の確保、耐用年数の高い部品及び部材の採用、災害時及び緊急時に対応できる設備機器の導入の計画などによる耐久性及び信頼性の確保 (例) 耐久性に優れた材料、耐久性を高める工法</p> <p>(6) 用途変更や設備更新への対応性の確保 室内の空間形状や荷重のゆとり、設備の更新を考慮した建物設計などによる、用途変更や設備更新への対応性の確保 (例) 階高、設計荷重、モジュール化等</p> <p>(7) その他 上記以外の地球温暖化の防止に資する措置</p>	